

令和8年度 第1回仙台市安全安心街づくり推進会議 議事録

開催日時 令和8年7月23日(木)14:00～15:30
開催場所 仙台市役所8階 第二委員会室
出席委員 金政信会長、田中智仁副会長、上野啓介委員、小野千賀子委員、菅野清志委員、
北島直委員、熊谷早希子委員、西海枝恵委員、澤口洋一郎委員、谷耀太委員、
玉山晶委員、西村由起子委員、林克恵委員
〔13名〕
欠席委員 伊藤美由紀委員、前田誓也委員
〔2名〕
事務局 新妻知樹市民局長、佐藤諭生活安全安心部長、三浦秀一生活安全安心部参事、
上岡渉市民生活課長、小山健司郎市民生活課主幹、田中豪市民生活係長、
最上和哉市民生活係主事、菅原久克市民生活係主事
議 事 1 開会
2 議事
(1)仙台市安全安心街づくり基本計画(令和3～7年度)の取り組み総括等について
(2)仙台市空家等対策計画(令和4～8年度)の取り組み状況について
(3)次期空家等対策計画の策定について
3 閉会
配付資料 資料1 仙台市安全安心街づくり基本計画(令和3～7年度)の取り組み総括等
資料2 仙台市空家等対策計画(令和4～8年度)における成果目標の達成状況について
資料3 次期仙台市空家等対策計画(第3期)の策定について
参考資料1 仙台市安全安心街づくり基本計画の取組実績(令和7年度)
参考資料2 仙台市内の犯罪に関する最新情勢について
参考資料3 仙台市空家等対策計画(第2期)概要版

=====

1 開会

●市民生活係長

本日はまだお一人みえておりませんが、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

委員の皆様、本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私、市民局市民生活課市民生活係長を務めております田中と申します。本日、司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから、令和8年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議を開催いたします。

初めに、会議の成立についてご説明いたします。本日は、欠席のご連絡をいただいている伊藤(いとう)委員、前田(まえだ)委員以外、1名まだいらっしゃっていませんが、13名の委員の皆様が出席となっております。委員の定数の半数以上が出席し、定足数を充たしておりますので、「仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則」第4条第2項の規定により、この会議は成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、本日の配布資料の確認をいたします。次第、席次表、委員名簿、資料1「仙台市安全安心街づくり基本計画(令和3～7年度)の取り組み総括等」、資料2「仙台市空家等対策計画(令和4～8年度)における成果目標の達成状況について」、資料3「次期仙台市空家等対策計画(第3期)の策定について」、参考資料1「仙台市安全安心街づくり基本計画の取組実績(令和7年度)」、参考資料2「仙台市内の犯罪に関する最新情勢について」、参考資料3「仙台市空家等対策計画(第2期)概要版」、以上9点でございます。資料に不足がございましたら、事務局から配布させていただきますので、お知らせくだ

さい。

それでは、会議の開催にあたりまして、仙台市市民局長の新妻よりご挨拶を申し上げます。

●市民局長

皆様こんにちは。市民局長の新妻でございます。市民局にはこの4月に着任したところでございます。本日は、ご多用のところ、そして、連日の猛暑の中、当会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、今年度から新たに委員をお引き受けいただいた皆様方におかれましては、本当にお忙しい中、お引き受けいただきましたことを感謝申し上げたいと存じます。

さて、仙台市におきましては、市民の皆様が安全で安心して暮らせる街づくりを目指しまして、仙台市安全安心街づくり条例という条例を制定いたしました。この条例に基づきまして、基本計画を策定して令和8年度から新たな計画のもとで、取り組みを進めているところでございます。

本日につきましては、令和7年度までの計画についての取り組みをご説明させていただき、様々なお立場からご意見を頂戴できればというふうに思っております。仙台市といたしましては、この分野について、宮城県警察、各種団体との連携が極めて重要だというふうに考えてございます。引き続き、そういった団体の皆様との連携を深めながら、市民の皆様が安心して暮らせる街づくりに取り組んでまいり所存でございます。

そして本日、もう一つの議題として、ご提案申し上げているのが、空家対策についてでございます。地域における管理不全な空家、これは非常に地域にとっては重要な問題でございます。仙台市空家等対策計画第2期に基づきまして、空家等の未然防止や利活用の促進、管理不全な空家等への対応に取り組んでおりますけれども、こちらの計画は今年度が最終年度となっておりますことから、これまでの取り組みの成果や課題を検証しながら、現在、次期計画の策定作業を進めているところでございます。

本日は、まず仙台市の現状や主な取り組み、課題等を中心にご説明いたしますので、こちらについても委員の皆様から様々なご意見を頂戴できればというふうに思います。

私どもといたしましても、この会議でいただきました委員の皆様方のご意見を仙台市の安全安心街づくりに少しでも活かせるよう、取り組んでまいりたいと存じますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。私からのご挨拶は以上でございます。

●市民生活係長

ありがとうございました。

続きまして、今回新たに委員をお引き受けいただきました3名の委員について、名簿に従いましてご紹介させていただきます。

まず、はじめに、西海枝 恵(さいかち めぐみ)委員でございます。

○西海枝委員

よろしくお願いいたします。

●市民生活係長

続きまして、澤口 洋一郎(さわぐち よういちろう)委員でございます。

○澤口委員

東北総合通信局電気通信事業課長の澤口です。よろしくお願いいたします。

●市民生活係長

最後に、玉山 晶(たまやま あきら)委員でございます。

○玉山委員

宮城県警察本部生活安全企画課の玉山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

●市民生活係長

ありがとうございます。ご紹介は以上となります。

なお、市民局長の新妻につきましては、公務の都合により、ここで退席とさせていただきます。

ここからの進行につきましては、規則第4条第1項の規定によりまして、金会長に議長をお願いしたいと存じます。

なお、会議の議事録を作成いたしますので、皆様ご発言される際は、お手元のマイクをお使いいただきますようお願いいたします。それでは金会長、よろしくお願いいたします。

○金会長

それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。はじめに会議の公開・非公開につきまして、非公開とする理由がありませんので、公開としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

ありがとうございます。

続きまして会議録に関してですが、これまでの会議と同様、署名委員を指定し、後日、事務局が作成したものを私と署名委員の二人が確認し、会議録としたいと考えております。今回は熊谷(くまがい)委員をお願いしたいと思います。熊谷委員、よろしいでしょうか。

○熊谷委員

よろしくお願いいたします。

○金会長

よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。(1)「仙台市安全安心街づくり基本計画(令和3～7年度)の取り組み総括等について」、事務局から説明をお願いいたします。

●市民生活課長

市民生活課長の上岡でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にてご説明させていただきます。

それではまず、令和3年度から7年度を計画期間といたします、第4期仙台市安全安心街づくり基本計画における取り組みの総括等について、配布しております資料1に基づきまして、ご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。資料1の1ページ目には、令和3年から令和7年の5か年計画である本計画の基本理念、基本目標、成果目標の推移を記載しております。はじめに、成果目標に関する数値についてご報告いたします。1ページ目、右の表の一番上の成果目標でございますが、「市内の刑法犯認知件数の減少」について、こちらは令和元年の7,116件から令和7年の目標4,600件に対し、令和7年は6,233件となりました。また、表の一番下、成果目標の2「防犯活動に参加又は参加意欲のある市民の増加」については、令和2年で50.2%から令和7年に60%以上とする目標に対しまして、令和7年は49.7%となっております。いずれも目標達成には至っておらず、引き続き取り組みの強化が必要な状況でございます。

続きまして、主な取り組みの概要についてご説明いたします。2ページをご覧ください。各基本目標に基づいた基本的施策、主な取り組みの一覧でございます。第4期計画では、基本的施策の重点と記載したものについて、重点的に各種の取り組みを進めてまいりました。

次に3ページをご覧ください。主な取り組み状況として、基本目標1では、子どもや高齢者を対象とした防犯活動を行い、特に特殊詐欺対策として、情報発信や防犯講座を実施してまいりました。基本目標2では、学校防犯を中心に仙台まもらいだーによる見守り活動や地域ぐるみの防犯活動を推進するとともに、客引き行為等禁止区域の拡大や犯罪被害者支援条例の制定など、制度面の整備も進めております。基本目標3では、管理不全な空家への対応や、学校、公園、道路における防犯カメラや照明の整備など、安全な環境づくりに取り組んできたところでございます。

続きまして4ページをご覧ください。これまで取り組みを進めてきた一方で、犯罪情勢の変化や市民意識の面など、いくつかの課題が明らかとなっております。ご覧の課題1から課題4まで記載しているところでございます。

次に5ページをご覧ください。5ページからは、昨年度改定いたしました令和8年度から令和12年度までを計画期間とする第5期の仙台市安全安心街づくり基本計画の概要になります。第4期の計画から基本理念、基本目標、成果目標は継承しつつ、新たに「犯罪被害者等への迅速な支援の実施」を位置付けるとともに、それに対する成果目標を設定しております。

続きまして、7ページをご覧ください。7ページの中ほどにございますように、基本的施策の中には、重点的に取り組む事業として、繁華街・歓楽街の客引き対策や犯罪被害者等の支援及び体制の整備などを掲げております。特に繁華街・歓楽街の客引き対策の強化として、今年度から新たに警備員による巡回パトロールを実施しております。令和8年度からの新たな計画におきましても、これまでの課題を踏まえた事業や成果目標の設定を行ったところであり、市民が安全で安心して暮らせる街仙台の実現に向けて、さらに取り組んでまいることとしております。以上が令和3年度から7年度までの取り組みの総括でございます。

続きまして、関連がございますので、参考資料2について概要を説明させていただきます。参考資料2をご覧ください。まず、1ページをご覧ください。こちらのグラフには、令和3年から5年間の刑法犯認知件数等の推移を示しております。令和7年の認知件数は6,233件で、令和6年から102件増加しております。なお、刑法犯認知件数は平成13年から令和4年まで21年連続で減少していましたが、令和5年から増加傾向となっております。

次に特殊詐欺についてでございます。2ページをご覧ください。まず、特殊詐欺の手口として、米印に記載しておりますとおり、令和8年から分類が変更となり、オレオレ詐欺からニセ警察詐欺が独立した手口に、SNS型投資・ロマンス詐欺が特殊詐欺の一つの手口として位置付けられております。グラフのとおり、毎年のように被害が増加しており、令和7年はSNS型投資・ロマンス詐欺を含めると被害件数が421件で、被害金額は約30億円となっております。

次に3ページをご覧ください。3ページには、特殊詐欺の手口別の認知件数や被害金額、被害者の内訳を示しています。

続きまして、4ページをご覧ください。こちらは、子どもを対象とした声かけ事案等の件数について、令和7年は302件で、令和6年から13件減少しているところ、依然として多い状況が続いており、地域の見守り活動や通学路の安全対策推進に努めてまいります。

次に5ページをご覧ください。こちらの資料は、政令市の刑法犯に関する比較一覧となっております。まず左側の表の左から3列目をご覧ください。左から3列目は、令和7年の人口千人当たりの発生件数が記載されておまして、上から2行目の仙台市は5.69件。参考までに令和6年は5.60でございましたが、20政令市の中では15番目。令和6年度は14番目でございましたが、令和7年ですと15番目の高さとなっております。なお、刑法犯件数としては平均的な順位となっております。

続きまして、右側の表をご覧ください。本市で大きい割合を占める項目は左から2列目の自転車盗。こちらが1,148件、令和6年は1,265件でございました。それから一番右端の万引きにつきましては、1,043件、令和6年は757件でございましたので、300件弱増えているということになります。これらの資料から、本市が策定いたしました安全安心街づくり基本計画に基づき、さらなる防犯活動を推進する必要があると考えているところでございます。

市内の防犯に関する最新情勢についての概要説明は以上でございます。

○金会長

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、この件につきまして、委員の皆様からご意見などがございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

田中委員お願いいたします。

○田中委員

仙台大学の田中でございます。先ほど、参考資料2の一番最後のページのところで、各政令市の状況をご説明いただいた。

例えば、万引きの増加の件ですけれども、今、全国的に非常に問題になっておりまして、特にセルフレ

ジを導入してから、レジ抜け。これは仙台市に限らずの問題となっておりますけれども、小売関係の業界関係者との連携ですとか、あとは警備関係ですとか、そういった分野との連携というのは、今後視野に対応される予定があるのかどうかというところだけ教えていただければと思います。

●市民生活課長

セルフレジの万引きについて、確かに私も買い物する時にセルフレジは、ほぼ毎回使っていて、チェック漏れがないかということで、気を付けています。万引きは、故意犯でございますので、セルフレジを故意に通さないで、商品を持って行く、そういう万引きの新たな手口が発生しているというところは、承知をしているところです。最近こういう手口が出てきたというところでございますので、まだ市内、あるいは県内、それからあるいは全国的にどういう傾向にあるかというところは、十分に把握できておりません。セルフレジの万引きについては、新たに出てきた手口でございますので、そのあたりについては、警察の方々のご意見というか、状況、情報などもお伺いしながら仙台市として、どういう対策が必要なのかというところは考えてまいりたいと思います。最近、話題に上ってきている新たな犯罪類型かと思いますが、まずは情報の分析に努めてまいりたいと思います。

○金会長

田中委員、どうもありがとうございます。他にございませんでしょうか。菅野委員、いかがですか。よろしいでしょうか。

○菅野委員

先ほども話が合ったと思いますが、特殊詐欺につきましては、SNS 型投資・ロマンス詐欺が二つ入りました。オレオレ詐欺について、今年の3月ですかね。ニセ警察詐欺が新たに加わりました。オレオレ詐欺の中から、ニセ警察詐欺が出て、これも結構な数が発生しております。新しいことですので、これには当然入らないと思いますが、いろいろな形で詐欺に対する考え方、こちらが体制としてやらないと皆さんに伝わらないのかなというふうに思っております。その辺の広報については、警察の方でもやってもらえるといいのかなというふうに思ってます。

○金会長

ありがとうございます。他に委員の皆様から何かございませんでしょうか。
玉山委員お願いいたします。

○玉山委員

県警の玉山です。今、菅野委員からお話あった特殊詐欺の関係ですけれども、先ほどの参考資料2にあったとおり、右肩上がり年々、増加しているというところで、警察としても喫緊の課題として各種対応しているところです。警察の方では、被害に遭われた方から被害届を受けますが、その際に皆さんにアンケートをしています。手口について事前に知っていたかどうかというところ、去年被害に遭った方の約7割の方は手口自体を知らなかったというような、結果が出ております。まず手口を知っていただくということだけでも、かなりの被害を防げるのかなというところでしたので、そういったところも力を入れて、警察としても工夫した広報は行っていきたいなと考えております。関係している皆様方からも、ぜひそういったところもご配慮いただき、施策を進めていただければなというふうに思っております。

あと、ニセ警察詐欺が昨年かなり増えたというところで、手口として独立したというような説明があったと思います。こういったニセ警察詐欺とか、あとは旧来からあるオレオレ詐欺に関しては、電話から始まるというような特徴がありますので、電話対策、こちらの方を警察としては今、力を入れております。特に最近ですと、固定電話の関係は、国際電話の利用契約の休止手続きをしていただくというものを以前から継続して広報しておりますけど、今年の3月に警察庁の方で、詐欺対策のアプリの認定制度が始まりました。対策アプリは二つの民間事業者から出ております。こちらを導入していただくだけでかなりの確率で電話からの被害が減るというふうに思っております。内容としては、国際電話からの電話をまず遮断するという機能があるということと、警察庁から事業者提供している、まさに使用された電話番号、これもブロックするという機能があります。電話から被害に遭うという確率はかなり低くなると思いますので、ぜひ皆様方にも機会があれば、事業者の方であれば、会社内、あとは地域の方であれば、

その地域の方々、住民の方々に広く周知していただきたいというふうに思います。

皆様もこういったチラシをご覧になった方いらっしゃるかと思いますけれども、その点も警察としても力を入れて広報しておりますので、ぜひ、そういったところに配信していただければなというふうに思います。以上です。

○金会長

ありがとうございます。

澤口委員、お願いします。

○澤口委員

東北総合通信局電気通信事業課の澤口です。例えば青少年がネットの被害に遭わないとか、ネット犯罪の加害者にならないとかというようなことで、e-ネットキャラバンという取り組み実施しており、学校に行って、私ども東北総合通信局の職員や電気通信事業者さんの方々などが学校を訪問し、ネットの正しい使い方を教えています。

その他に消費生活センターさんとも連携しながら、携帯電話の契約とか消費者支援の取り組みもやっています。その中で、今回の資料の中で、まず一つがロマンス詐欺の関係で、これまで皆さんがスマホとか携帯を買う時には、身分証明書を提示して買っています。要するに免許証とかマイナンバーカードを提示して、身分証明書で身元を確認しています。SIM については、これまで身分証明書の提示が不要でした。それを今回、6月に法律を改正いたしまして、SIM を買う時にも身分証明書の提示が必要になりました。これはどうしてかということ、不正に SIM を使用して SNS 型の詐欺が起きているということもあり、SIM が不正に利用されないように法律を改正しまして、来年の6月頃の施行を目指して今やっているとあります。

それから、今各県の消費生活センターさんを回っていますが、やはり総務省を騙ったり、あと国の機関、NTT さんを騙ったり、そういう悪いことをしようという方々が結構いらっしゃるみたいで。その中の一つで劇場型の詐欺というのがあって、まず警察から電話がきて、その次は検察官の方から電話がきて、その次は裁判所から電話がくるという形で、劇場型の詐欺というのが新たに発生しているということ、消費生活センターの方からお聞きしました。特に被害が高齢者の方々が多く、そういった国の機関を騙った詐欺が横行しているということを高齢者の方々に理解してもらうというような取り組みが一つ必要ではないかなと思いましたので、ご発言をさせていただきました。以上です。

○金会長

ありがとうございます。

上野委員、お願いします。

○上野委員

一番町一番街商店街の上野と申します。

仙台市民でもあります、商店街の人間として、お話をさせていただければと思います。まずは呼び込みです。こちらの方、屈強な男性陣、警備員の方々が日曜、月曜以外でしたか、本当によく頑張っているんじゃないかなという感じを肌感として受けています。もちろん警察の方々がそれ以前にも街頭に立っていただいて、啓発活動という部分をしていただいていますし、こういうことも今後継続して警察の方々、街の人間なりが協力してやっていければなと思っています。

あちらもいろいろな対策をまた打ってくるでしょうし。時間帯を変える。あとはエリアを違う場所に。現に私がおりますのが、ぶらんどーむ一番町と言いまして、旧フォーラスから藤崎さんの商店街になります。呼び込みの連中が少しずつ、うちの町の方に下ってきているという感じも受けます。以前より少し増えているのかなという感じはしております。また、いろいろ町の方々に話を聞いていきますと、いわゆる地元の呼び込みの方々というのは、少し衰退傾向。では誰がいるのかと聞いていたら、県外のなんとかグループといった札幌グループだとか、横浜グループだとか、通りで縄張りがあるのか、なにかという話を飲食店の方々に聞いたりしています。なぜ県外の人が来るのかと言った時に、いろいろな人が言うには、どうやら仙台は罰則が緩いらしいと。どう緩いのか、僕も不勉強でわからないのですが、他の仙

台に来る人たちからすると、どうやら仙台は入りやすいという意識を持っているという話を耳にしました。噂程度の話をこういう場でするのもどうかと思うのですが、そういう話もあるのかなど。逆にそういう部分も我々も見えていった方がいいのかなという気はしております。ただ、第一の手を打っていただいたという部分に関しましては、間違いなく効いておりますので、本当にありがとうございます。以上です。

○金会長

ありがとうございました。次に進んでよろしいでしょうか。他にございませんか。

続きまして、(2)「仙台市空家等対策計画の取り組み状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

●市民生活課長

それでは、仙台市空家等対策計画の取り組み状況についてご説明いたします。

はじめに現行の第2期計画の概要について、ご説明させていただいてから、取り組みの状況についてご説明したいと思います。

参考資料3をご覧くださいませでしょうか。参考資料3は、仙台市空家等対策計画第2期の概要版でございます。本市を含めた全ての自治体が空家等対策の推進に関する特別措置法という法律に基づいて、空家対策を行っております。空家等対策計画については、空家特措法の当時作った時は第6条だったのでありますが、令和5年12月13日に改正された空家特措法が施行されまして、第7条になっております。当時6条でしたけれども、自治体の空家の対策を計画的、総合的に進めるために空家等対策計画を策定することができるという規定がございまして、これに基づいて、仙台市の場合、平成29年度から令和3年度まで第1期として、現行の計画は令和4年度から令和8年度までの計画ということで、現在第2期計画に基づいて対策を進めております。

参考資料3の一番左側の上、計画の位置付けでございませけれども、今申し上げた空家対策の充実強化ということで、総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しております。対象地区は市内全域で、計画期間は令和4年度から8年度までの5か年間ということになっております。

現行計画の概要につきましては、2ページ目裏面をご覧ください。基本理念といたしましては、地域住民の方が安全に安心して暮らすことのできる良好な居住環境の確保を目的としておりまして、基本目標を3つ掲げております。こちらについては、本市では、3つの段階に応じて空家対策を講じるということで、まずは使用中の住宅に対する対策、それから良好に管理されている空家に対する対策。最後に管理不全な空家等に対する対策ということで、それぞれ3つのステージ毎に基本目標を作っております。基本目標1は、使用中の住宅に対する啓発によって適切な管理の促進。基本目標2としては、空家等の利活用のさらなる促進。これは良好に管理されている空家をさらに利活用して、空家からの抑制をするというところを目標にしております。基本目標3としては、管理不全な空家等の解消ということで、いろいろな手段を講じて、残念ながら管理が行き届いてない空家というのが発生いたしますので、そういった空家に対する対策、解消を目標にしております。

その下の第4章として、基本的方向性と具体的な施策というところがございませけれども、使用中の住宅等については、方向性1と2がございまして、方向性1としては、空家等になる以前からの情報提供、こちらについては、空家化抑制に関する所有者または管理者への情報提供・啓発の充実ということで、各種リーフレット等を作成いたしまして、情報提供しております。それから、方向性2については、関係法の改正等を踏まえた周知充実ということで、最近、不動産登記制度の見直しということで、所有者不明にならないように国の法改正がございまして、不動産登記を義務付けているとか、あるいは民法の規定の見直し等がございました。

次に、良好に管理されている空家、真ん中のオレンジ色の部分、方向性3として、空家等の専門的な相談の充実ということで、専門的な相談窓口の充実を掲げております。①の総合相談会の充実というのは、今週末7月25日も開催予定ですが、空家総合相談会という相談会を実施しておりまして、こちらは専門家の方々、例えば司法書士、行政書士、宅地建物取引業士、税理士、法務局の職員、こういった専門家に一同に集まってもらい、予約制ですが、市民の方、空家にお困りの方に、プロのアドバイスを得られるという、相談会の機会を設けております。

それから方向性4、空家等の利活用促進に関する取り組みということでございませ。こちらについ

ては、いろいろ関係団体、民間事業者と協力連携した利活用の促進、あとは、空家等や跡地の流通を促す税の特例措置の周知、こちらについては、相続して3年以内であれば、譲渡所得から3,000万円を控除するという、国の制度がございまして、こういった制度の周知をすることによって、空家化を抑制するといった取り組みを行っております。

最後、一番右側の方向性5、管理不全な空家等でございますけれども、まずは空家とはいえ、個人の財産でございますので、所有者、あるいは管理者に自主的な改善を促すというのが第一になります。具体的には、特に程度の悪い、特定空家等というふうに法律用語では言っておりますけれども、例えば、倒壊の恐れがあるなど、周囲に著しい悪影響を及ぼす空家を特定空家等と呼んでおります。こういった空家を持っている方について、解体はしたいのだけれども、なかなか経済的な問題で二の足を踏んでいるという方々の後押しをするために、仙台市の方で、除却費用、工事費の50万円を上限として、補助するという制度を設けております。仙台市では、使用中の住宅、それから良好に管理されている空家、管理の不全の空家という3つのステージに応じてそれぞれ施策を掲げているというところでございます。

それでは、実際に計画に基づいて、行っている施策の結果がどうなのかといったところについて、これからご説明いたします。資料2をご覧ください。資料2は現行計画における成果目標の達成状況でございます。目標に掲げているところですが、先ほど申し上げたとおり、3つのステージに応じて目標値を掲げております。

まず、使用中の住宅等に対する早期からの啓発については、地域等の様々な団体と連携したセミナー等の開催。具体的に申し上げますと、地域包括支援センターや老人福祉センターなど地域の方々にお集まりいただいて、仙台市の職員や司法書士会、あるいは宅地建物取引業、団体から講師をお招きして、前半は仙台市の空家対策についてご説明したり、あとは司法書士の方にお越しいたきて、相続に関する講演をいただいた後で、地元の方々とワークショップを行ないまして、例えば地元にある空家、どのようなものがあるかとか。それから空家化を防ぐためにはどのようなことを考えられるかといったものをご自身で話し合っていたかといった、そういう取り組みをしております。それが地域との様々な団体と連携したセミナーとの開催でございます。目標値としては年5か所を掲げておりまして、令和7年度で申し上げますと、5か所の実績がございまして、米印の1に具体的な場所が書かれております。

それからもう一つ、施設等と連携した広報物の配布。様々なリーフレットを作成しておりますので、こちらを一年間につき50か所の施設に配布をするということで、令和7年度の実績で申し上げますと、66か所に配布しております。

それから、良好に管理されている空家等への対策ということで、空家の利活用の促進でございますが、利活用に関する相談実績数。こちらは一年間120件、目標を掲げておりまして、令和7年度の実績は120件には届かなかったのですが、110件の開催実績がございまして、米印の3でございますが、先ほど申し上げた空家総合相談会は43件。それから、住まいの活用相談というものがございまして、空家総合相談会とはまた別な制度でございますけれども、こちらについては、空家を売却または賃貸ということで、活用方針は決まっているのですけれども、どこに相談していいかわからないといった方々向けに住まいの活用相談というものを行っておりまして、こちらが67件、都合110件の実績ということになっております。

それから、管理不全な空家等の解消については、先ほど申し上げた特定空家等、周辺に著しく悪影響を及ぼすような特定空家等以外の管理不全な空家の改善件数を目標に掲げておりまして、これは5年間で800件ということにしております。令和7年度の実績で申し上げますと156件。それから特定空家等の改善件数は5年で75件。一年あたり15件ですけれども、これは昨年度の実績で申し上げますと、16件の実績でございます。

2ページ目をご覧いただきたいのですが、2ページ目は管理不全な空家等の改善状況の詳細でございます。直近の令和7年度で申し上げますと、対象、改善、未改善ということで、未改善の欄が令和7年度内に解消ができずに令和8年度に持ち越しになっている件数でございます。特定空家等は41件、それ以外の管理不全の空家が309件で合計350件。仙台市で把握している限りではございますけれども、あるということになります。その下の表ですが、成果目標の達成状況の詳細でございます。令和4年度からの計画でございますので、例えば特定空屋等ですと、年間15件達成できれば単純に計算して75件の5年間で計画の目標を達成できるということになりますが、令和4年度からの実績ですと、それぞれ15、15、12、16というふうになっております。5年間の合計で今のところ58件で達成率は77.3%と、今年度17件改善すれば目標は達成できるということになります。それから特定空家等以外ですと成果

目標値も800件と掲げておりまして、達成率といたしましては84.6%と、今年度はあと123件改善すると目標が達成できるというような状況でございます。

計画期間は一年間、今年度残っておりますけれども、今までの実績で申し上げますと、概ね目標は達成できているというふうに認識しております。説明は以上です。

○金会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、この件につきまして、委員の皆様からご意見などがございましたらお願いいたします。

熊谷委員お願いいたします。

○熊谷委員

連合町内会の熊谷です。前回の会議でいろいろな提案をいただきまして、やはり空家というのは、いきなり空家にはなるのではないということを勉強してきました。それで地域に戻りまして、住んでいる時から情報を得て、最終的に空家にならないような形でやっていかないといけないということをスモールトークでいろいろ話を聞いてきたのですが、実際にリーダーとしていろいろな活動をしたいという人たちは活動する場所がなくて、もし一軒家ぐらいでも活動できる場所があれば欲しいなと思っている人たちがたくさんいました。それから、住民の方ですが、やはり空家になる不安はあるのだけれども、解消の方法がよく分からなくて。不動産屋さんからチラシが時々入るのだけれども、不動産屋さんをどうやって信用していいかどうか分からないという話もありました。また、遠方に住んでいる若世帯に対して、相談しようと思っても、みんな忙しくてなかなか相談できないといううちに、どんどん家が古くなっていくという話も聞きました。これは高齢者の方々です。空家が適正に家族の人たちが利用できるような形になるまで、地域の方で何か管理できる方法、あるいは使用しながら管理していくという方法はないのかなという話を聞きました。これも単なる希望です。ただ、町内会長さんたちがあまりこの問題について、意識が高くないということもあるようなので、連合町内会では頻繁に会議、講習会をしておりますので、その時に何回か空家そのものについて、いろいろな専門家の話を聞いて、空家というのは、簡単なことではないということを町内会の人たちでもっと知りたいなという話が連合町内会の中ではありました。以上です。

○金会長

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

ないようですので、続きまして(3)「次期空家等対策計画の策定について」、事務局から説明をお願いいたします。

●市民生活課長

それでは、(3)「次期空家等対策計画の策定について」、ご説明いたします。

資料3をご覧ください。第3期の策定の趣旨、必要性でございますけれども、現行の第2期計画が今年度まで計画期間としておりまして、本年度で期間満了を迎えるということに加えて、市内の管理不全な空家、管理が十分に行き届いてない空家について、総数ですが、毎年改善されてはいるものの、それを上回って少しずつ増加する傾向、差し引きすると増加しているという傾向でございます。引き続き、空家対策に取り組んでいく必要性が高いところから、来年度から5か年間、令和13年度までを計画期間として、仙台市空家等対策計画の第3期を策定する必要がございます。計画期間は令和9年度から令和13年度までの5か年間で予定しております。

2ページ目をご覧ください。3の今後の課題でございますが、現計画では管理不全な空家等の適切な管理と除却の促進に関する取り組みとして、所有者または管理者による自主的な改善を促す施策を重点的に実施してきました。しかしながら、少子高齢化、単身世帯の増加など、今般の社会情勢の影響もございまして、今後も空家の数は増加していくことが想定されております。次期第3期計画では、将来的な管理不全な空家化を予防できるかという視点で、いかに良好な管理されている空家を市場に流通させて活用できるかといったところが課題であるというふうに考えております。4番目の次期計画の方向性について、現状の分析、課題等を踏まえまして、次期計画では現計画に引き続きまして、空家特措

法の規定に基づいて、所有者、管理者に対する適切な管理の促進、それから特定空家等への対処を進めるとともに、空家等の利活用の促進を重点的に図るということを考えております。

3ページをご覧ください。3ページの図ですけれども、これは求められる対策と方向性について、図式化したものでございます。使用中の住宅、それから良好に管理されている空家、それから管理不全な空家、それぞれⅠ、Ⅱ、Ⅲとローマ数字を振っております。使用中の住宅が使われなくなると、空家化をしますけれども、いきなり管理不全な状態になるわけではなくて、まずは良好な状態の空家ということになります。良好な状態の空家については、利活用を重点的に行うことによって、市場に流通させて使用中の住宅にする。そして、良好な状態から放置されると、これが管理不全な状態になるということでございます。管理不全な状態になったものについては、改善措置を主に所有者の方に行っていただいて、改善を図ると。使用中の住宅、あるいは良好に管理されている空家については、啓発、それから適切な管理の促進が重要だと思っております。特に良好に管理されている空家については、利活用の促進を重点的に行うということを考えております。

一番右の四角囲みのところに方向性がございすけれども、まずは空家等になる以前からの情報提供が大事だということで考えております。それから、所有者等が不明にならない環境づくり。空家でも所有者が分からないと、例えば相続人不存在。皆さん、相続放棄をして、どなたも管理する人がいない、所有者がいないという状況も多々見受けられますので、そういった所有者が不明にならないような環境づくりも重要だと思っております。それから、すべてのステージに関連するところですが、空家等の専門的な相談の充実。先ほど申し上げた空家総合相談会ですとか、住まいの活用相談、こういった相談の充実を図ってまいります。それから空家等の利活用の促進に関する取り組みにつきましては、こちら重点的に行ってまいりまして、あとは管理不全な空家等の適切な管理と除却の促進に関する取り組み、これも引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、4ページをご覧ください。検討体制について、仙台市安全安心街づくり推進会議に部会を設置して、部会員の方は、本会議の委員の方と各関係団体からの推薦による専門の委員の方、合計10名で構成して審議を行っているところでございます。別紙のとおりというところで、最後のページに名簿がございすけれども、本推進会議の今日ご欠席されていますけれども、東北工業大学の伊藤美由紀先生に部会長を務めていただいてまして、菅野清志委員と熊谷早希子委員にも推進会議からご参加いただいております。残りの方々については、関係団体からの推薦等で専門家の立場から入っているということで、10名の方でご議論いただいております。

資料にお戻りいただきまして、6番のスケジュール、4ページをご覧ください。空家等対策の検討部会につきましては、5月27日に第1回の部会を行いまして、仙台市の空家等対策の現状と現計画のまとめについて、報告してご議論いただいたところです。7月30日には第2回の部会を予定しておりまして、こちらは第3期計画の骨子案をご提示してご検討いただく予定としております。

それから10月には第3回の部会を行ないまして、中間案の審議をいただくと、11月から12月にかけて、市民意見徴収パブリックコメントを実施いたします。来年の2月に第4回の部会を行ないまして、パブリックコメントの結果の報告と、最終案のご審議をいただきまして、来年の3月に次期計画の策定をするという流れでおります。説明は以上でございます。

○金会長

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、この件につきまして、委員の皆様からご意見などございましたらお願いいたします。

先ほど、事務局の方から本会議より部会員3名お願いしているということで、5月27日に第1回目の部会の方が終了したわけですが、部会員でもあります熊谷委員から何かその時のことで一言いただけますでしょうか。

○熊谷委員

やはり使用中の良好な状態という、資料3ページの図のように、このあたりの情報をもっと得たいという人たちが結構いるということを感じました。私の知っている範囲では管理不全な状態というのがあまり見かけないものですから、そこまでは言えないのですけれども、家を新しく建てた後に亡くなってしまって、外見から見ると新築だけれども、空家だというお家は何軒かあります。そういうところもありますので、それぞれが正しい知識を持って、空家が良好な状態であることを続けられるような地域の連絡網

というのを作りたいなということを感じました。

○金会長

どうもありがとうございました。何度もご発言ありがとうございました。他にございますでしょうか。

○北島委員

公募の北島です。仙台市の次期空家等対策計画について、確認させていただきます。空家問題というのは、高齢化が主な原因ですけれども、私が思うにやはり相続とか親族間の意思決定の難しい問題があると思っています。現役の例えば、こども世代、それが将来実家をどうするかとか、親が元気なうちに相談とか管理利活用を相談したいという、予防的な相談を気軽にできるような窓口。それをより積極的に周知、広報活動していただきたいなと思っております。

実は私自身も妻の実家他県ですけど、空家になった時に相続人とか親族間で非常に揉めまして、大変苦慮して、解決はしたのですが、その経験から問題が顕在化してからではなくて、事前に環境づくりの重要性を強く認識していますので、よろしくお願いします。

それと利活用について、管理が良好な空家というのは、実はすごい良い資産というか、今、資材の高騰で新しい家がなかなか若い子育て世帯で購入が難しいと。経済的な問題もあるかと思いますが、そういう方にも利活用ということで、相続人の方とか、行政は個人の相続問題の中には関われないと思いますが、紹介していただいて、司法書士とか弁護士さんとかに相談して、資産として次の世代に繋げていくように、そういうところをもっと強調して、負の資産ではなく、プラスの資産という捉え方をして、次世代に繋いで地域の活性化とか、そういうのを繋げていただきたいなと思います。以上です。

○金会長

北島委員、どうもありがとうございました。他にございますでしょうか。林委員、お願いいたします。

○林委員

仙台市 PTA 協議会の林です。よろしくお願いいたします。先ほど北島委員のお話とかぶってしまうのですが、利活用包括重点ということで資料の方に書かれていますが、具体的に利活用していく上で具体的な案というか、既にやっているものとかがあれば、教えていただきたいなと思ったところです。

私は今、若林区のなないろの里というところに住んでいますが、東日本大震災の集団移転用地がなないろの里の二丁目になっていまして、集団移転の集合住宅ではなく、戸建ての公営住宅がたくさん建っています。最初の頃はたくさん入られていたのですが、家賃の補助が年々なくなっていき、一戸建てだと家賃が高くて、このまま住めないということで出て行っている方が今、町内の中でたくさん出ていて、結構空家が多くなっています。そこは公園なので、誰かが持ち主だということではないのですが、人が住んでないので、草が生い茂っていたりとか、隣のお宅の方にまでいってたりとか。せっかく一戸建ての立派なお宅がいっぱい建っているのに、早めに公営住宅とか市営住宅のように貸し出してくれたらいいのにね、という話が町内会でも出ます。いろいろと手続きがあるようで、一年間に1件ぐらいずつの貸し出しができればいいのかなというペースに留まっているということで、同じ町内として、その建物を見る度にもったいないなと思ってしまふところがありましたので、何か利活用として、早めに誰かに使っていただけたらとか、そういう案があったら教えていただきたいと思いました。よろしくお願いいたします。

●市民生活課長

まず、北島委員からのご指摘ですけれども、空家の発生原因の半数以上は相続が原因だという、国土交通省の調査もございまして、非常に重要な視点でございます。空家総合相談会について、相談する方は結構いらっしゃるのですが、空家を相続したけれども、持ち主であった自分のお父さんやお母さんが住んでいらした家をどのようにしたいのかというのが、意思確認ができずにお亡くなりになった。あるいはまだご存命ですけど、認知症とかになって、施設に入られて実家をどうしようというところでご相談にいらっしゃる方が結構いらっしゃいます。実はそういうふうになると、所有者、親御さんと言いますか、勝手に処分できない。そうすると、成年後見人を付けるかということもできますが、お金とそれから時間もかかるということで、問題がかなり難しくなってしまう。それから、そういうふうになってから、ご相談にお見えになる方も結構いらっしゃるのですが、そうなるからだと難しいということもございますので、相続が原因ではあるのですが、相続に至る前からの周知がやはり非常に重

要になっております。次期計画においても、空家になる前からの取り組みでございすけれども、いかに空家化させないか。それから相続人不存在、誰が相続しているか分からない、所有者不明の物件が出ないように取り組みが必要だと思っております。

北島委員の方から、気軽に相談できる体制づくり、周知ということで、空家総合相談会ですとか、あとは住まいの活用相談について、毎回ホームページ、市政だよりではご案内をしております、空家総合相談会ですと12組の募集に対して、12組全て応募が埋まることもあれば、半分ぐらいしかこないこともありまして、周知については、複数のチャンネルと言いますか、媒体でやってはいるのですけれども、まだ改善の余地はあるのかなというふうに思っております。こういった相談会で参加していただかないと、まずはそこからになりますので、北島委員がおっしゃったように、気軽に参加できる。前回の空家の検討部会で委員からのご意見でも、いろいろな層の方々がいらっしゃるので、どうやったらその方々に周知できるのか、情報が届くのかというところを検討する必要がありますよね、というご意見がありました。そういったご意見もありますので、今後、第3期の計画を検討する中で、どのように周知をしていけばいいのかというのは検討してまいりたいと思います。

それから林委員からお尋ねのあった利活用ということで、実は第3期の重点として取り組むということにしておりますけれども、具体的な取り組みの内容というのは、これから検討して行く予定でありまして、次の部会でも委員の方からアイデアを頂戴できればなというふうに思っております。

なないろの里のお話になりましたけれども、おそらく災害公営住宅の関係でしょうか、林委員がおっしゃるとおり、多分、最初の何年かは国からの補助も出るということで、10年ぐらいでなくなりましたか。段階的に補助がなくなって、なかなか家賃負担ができずに退去する方もいらっしゃるという話は認識しておりました。その後、例えば人が住まなくなった災害公営住宅をどのように活用するのかというところについては、都市整備局の方で検討しているのだと思いますけれども、直接、第3期の空家の計画の中では出てはこないのですけれども、ただ個別の問題ということで、仙台市の資源でもありますので、今後どのように活用していくかというのは、担当の都市整備局の方にも今回の会議でこういう意見が出たということは共有をしてまいりたいと思います。

○金会長

ありがとうございます。他にございすでしょうか。谷委員お願いいたします。

○谷委員

東北学院大学の谷です。利活用のことで、まだ決まってないということでしたが、ベンチャー企業とか起業する人に向けて、市として空家を推進というか、紹介して、事務所として、オフィスとして構えてもらうというのはどうなのかなと聞いていて思いました。友人に起業しようとしている人がいるのですけれども、オフィスを構えたいけど、テナントとして借りると高く付くので悩んでいて、空家とかを活用してオフィスとして使えたらいいのではないのかなとお話を聞いていて思いました。

●市民生活課長

例えばベンチャー企業、起業家の方にオフィスとして、空家を安く提供したらいいのではないかとご提言ですけれども、仙台市の現在の不動産市場の状況を申し上げますと、比較的民間の不動産市場が活発に動いているということがございまして、例えば空家についても、不動産団体、不動産業者の方で押さえておりまして、そちらに聞いていただきますと、空家をご紹介いただけるような状況ではあるようです。

都市によっては、空家バンクと申しまして、自治体の方で、空家のリストを作って、マッチングを行うというところもありますけれども、今のところ仙台市の方では、民間の不動産事業が活発化しているということで、不動産の事業者の方にお問い合わせいただくと、うまくマッチング、望む空家物件がご紹介できるような状況もございす。要するに空家バンクというのは作ってはいないのですけれども、ただ都市によっては、ベンチャー企業と言いますか、起業家向けに空家をご紹介するところも多分あるのかと思います。一つの手法というか、活用する方法もあるのだなというところで、私の方でも受け止めたいと思います。

○金会長

ありがとうございました。委員の方々からも様々な意見が出ましたので、ぜひとも次回の部会の方で反映させていただければありがたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

以上で予定された協議は終了となります。その他に委員の皆様や事務局から何かございますでしょうか。菅野委員お願いいたします。

○菅野委員

最近、仙台市内で熊がだいぶ出ております。熊対策ということで一言、テレビ、新聞、報道を見ていますと、熊対策で一番は猟銃で撃つだと思えます。それと熊スプレーとか、槍みたいなので1m50cmぐらいのものがいいという話もあります。それから一般的には鈴とかがありますが、私はおもちゃの拳銃、これがいいのではないかとということで、うちの防犯協会の指導隊が配っています。猟銃で撃つても熊は向かってくるやつもいる。ですから、効き目はやったことがないので分かりませんが、ただ、鈴よりもいいのではないかとということで、1回打ってみていいですか。音を出してみます。「パン」というように音が鳴ります。これは鈴よりはいいのではないかと。特に遠くに離れている場合にいいのと、それからもう一点。山歩きの好きな方は山に入る前にこれを何発か打つ。そうすると熊もいなくなる。これは100均で110円です。弾も30発ぐらい入って100均で売っています。ホームセンターなどにも売っているということで参考までであります。以上です。

○金会長

どうもありがとうございました。他にございますでしょうか。田中委員お願いいたします。

○田中委員

関連してよろしいでしょうか。田中です。防犯の講座をやっていて、とある方から熊対策に応用できますか、という質問で困ったことがあったのですけれども、例えば防犯のグッズだと催涙スプレーというのがあって、その延長に熊用のスプレーが今販売されていますけど、実はスプレー類って風向きとかによっては自分が食らってしまったとか。あと、今催涙スプレーでよくあるのが、誤噴射で周辺の人への被害とかです。そういったものを取り扱いの難しさというのがすごく強調されていますので、どちらかといえば、そういったものよりかは音で威嚇するというのは一番手軽にできて、しかも周りの人への影響も小さいということもあると思うので、ぜひ啓発できるところは、随時、皆さんでやっていけたらいいなと思っております。中には刺股の防犯講座で、刺股は熊にも使えますか、という質問があったりして、とてもじゃないですけど、人間以上の力を持った熊を抑えるのは無理です。という回答せざるを得ないのですが、やはり力とか、スプレー類とかというのは、そういう意味でも熊相手だと押し負けるものですので、音をどう使うかということで、皆さんの知恵を絞りながら、今後も熊対策やっていくといいのかなとは思っていました。以上です。

○金会長

ありがとうございました。ないようでしたら議長の職を解かせていただきます。皆様、円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

●市民生活係長

金会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議を閉会させていただきます。皆様、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。